

資料

(1) 関係団体へのヒアリング

対象団体等

【ヒアリング対象団体】

○関係校区

- ・波多江、東風、前原、前原南校区区長会

○障がい者団体

- ・糸島市身体障害者福祉協会、糸島市聴覚障害者協会、糸島市盲人協会、
糸島市手をつなぐ親の会、糸島市精神障がい者家族会（いとしま会）

○高齢者関係

- ・糸島市シニアクラブ連合会

○子育て関係

- ・子育てサークル「スマイルキッズ」

【ヒアリング内容】

- ・新駅周辺で障がい者、高齢者、妊産婦等の方が日常生活・社会生活で利用する公的な施設、福祉施設、病院、文化施設について
- ・新駅周辺でバリアフリー化が特に必要と思われる経路について
- ・その他新駅周辺でバリアフリー化について望まれる事項
(前原・波多江駅周辺の重点整備地区に関する意見も含む)

※前原校区区長会は上記の他に前原駅周辺の重点整備地区の変更について

※波多江校区区長会は波多江駅周辺の重点整備地区の変更について

【ヒアリング実施期間】

平成27年10月1日～平成27年11月12日

主な意見（要旨）

【駅、駅前広場について】

- ・可動式ホーム柵、ホームドアの設置
- ・ホームの柱への衝突緩和のためにクッション材等の取付
- ・新型車両への乗車の際、白杖を挙げたらドアを開けてほしい。
- ・障がい者等のための駐車スペースの確保。
- ・車の乗降スペースから自由通路・エレベーター入口までの屋根の設置
- ・障がい者用の乗降スペースの段差解消
- ・駅から近くの場合に十分な駐輪場の確保
- ・駅（自由通路含む）の下り階段について、注意喚起のための音声案内装置の設置あるいは床材の色や足触り（凹凸）を他の部分と変える工夫。
- ・駅（自由通路含む）エレベーターについて、介助が容易にできるように十分なスペースの確保
- ・南口と北口等の案内表示を色彩などで判別できる工夫
- ・案内板について、わかりやすい表示（大きさ、ルビ併記）と色使いの工夫。
- ・電光掲示板の設置と災害・遅延情報等の案内
- ・遅延等の情報の文書による掲示
- ・服薬用のための水飲み場の設置
- ・障がい者に関する社員研修
- ・バス停位置の音声案内装置の設置

【経路等について】

- ・主要な経路や施設の追加

経路：浦志東行政区から潤北行政区にかけての通学道路、浦志高等学校線及び叶原相原線、あごら南側市道

施設：スーパーマーケット

- ・段差の解消と滑りにくく、平坦な歩道の整備
- ・視覚障がい者に踏切入口部分がわかる工夫
- ・連続性に配慮した視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・工作物については、白杖が当たるように足元部分に梁等の取付
- ・歩行者の安全のために自転車専用レーンの設置
- ・小学生の通学路にガードレールの設置

【その他】

- ・新駅からあごらまでのバス路線の新設
- ・波多江駅前の早期整備
- ・放置自転車や自転車運転のマナー啓発

（２）前原小学校での取組

「心をつなごう！～やさしい街 糸島～」

前原小学校の５年生は、総合的な学習の時間で障がい者の方々との出会い・ふれあい・体験を通じて、すべての人にとって住みやすい街づくりを考え、「共に生きていく」ことの大切さについて学習しました。

～活動内容～

障がい者や福祉に従事している方との交流と通じて、日常生活で不便に感じていることや従事されている方の思いを学びました。また、車いすやアイマスク等を使用して肢体不自由や視覚障害等の模擬体験をし、小学校周辺が「すべての人にとってやさしい街」かを考えました。



障がい者の方々との交流や体験を通してすべての人にやさしい街やこれからの自分の行動をまとめた「人にやさしい街プラン」を作成し、市職員を交えて提案発表を行いました。また、今までの学習の復習を兼ねて「心のバリアフリー」の大切さを、出前講座を通して学習しました。

～主な提案～

- ・歩道のバリアフリー化
（歩道の勾配や段差の解消、グレーチングの格子を小さくする等）
- ・障害に対する理解を深めるための啓発活動
（耳マーク等の標識の周知等）
- ・やさしい声かけを広める

(3) 用語解説

ア オストメイト

病気や障害等により、臓器に機能障害を負い、腹部に人工的に排泄のための開口部を造設した人のこと。

サ 視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設され、表面に突起がついたブロック。



重点整備地区

生活関連施設があり、施設間を徒歩で移動できる範囲でバリアフリー化を重点的かつ一体的に行うことが必要と認められる地区。

スパイラルアップ

様々な関係者の参加により評価を行い、さらに改善をしていく段階的・継続的な取組。

生活関連経路

生活関連施設間を結ぶ経路。

生活関連施設

常に多数の人が利用する、または高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において常時利用する施設。旅客施設や官公庁施設、福祉施設等。

タ 特定経路

交通バリアフリー法における高齢者や身体障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する官公庁施設、福祉施設等と特定旅客施設を結ぶ経路。

特定建築物

学校、病院、集会場、百貨店、ホテル等の多数の人々が利用する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」で定められた建築物。

特定道路

バリアフリー化が特に必要であるとして国土交通大臣によって指定される道路。新設又は改築の際に基準適合義務が課せられる。

特定旅客施設

一日あたりの利用者数が5,000人以上又は見込まれる駅等の旅客施設。

特別特定建築物

特定建築物のうち特にバリアフリー化が必要であるものとして、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」で定められる建築物。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

ナ ノーマライゼーション

障がい者や高齢者等の社会的に不利を受けやすい人々が他の人々と等しく生活できるように社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

ハ バリアフリー対応型信号

高齢者や視覚障がい者等が安全に横断歩道を渡るための信号機。視覚障がい者のための音響式信号機や、高齢者等のために青信号の時間を長くする高齢者等感應式信号機がある。



ヤ 要介護状態（要介護認定者）

身体上又は精神上の障害があるために、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要すると介護認定審査会における審査判定を経て、認定された人。

要支援状態（要支援認定者）

要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に支援を要する、または日常生活を営むのに支障があると介護認定審査会における審査判定を経て、認定された人。

ラ 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設であり、不特定多数の人々が利用できる駐車場。